

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則(昭和41年御杖村規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

期間の区分	支給額
16年未満	415,600
16年以上17年未満	411,200
17年以上18年未満	406,800
18年以上19年未満	402,400
19年以上20年未満	398,000
20年以上21年未満	393,600
21年以上22年未満	375,700
22年以上23年未満	355,900
23年以上24年未満	336,600
24年以上25年未満	317,200
25年以上26年未満	297,700
26年以上27年未満	275,000
27年以上28年未満	252,800
28年以上29年未満	230,400
29年以上30年未満	207,600
30年以上31年未満	182,800
31年以上32年未満	157,900
32年以上33年未満	133,300
33年以上34年未満	97,500
34年以上35年未満	62,200

」

を

「

期間の区分	支給額
16年未満	416,600
16年以上17年未満	412,200
17年以上18年未満	407,800
18年以上19年未満	403,400

19 年以上 20 年未満	399,000
20 年以上 21 年未満	394,600
21 年以上 22 年未満	378,600
22 年以上 23 年未満	360,100
23 年以上 24 年未満	341,100
24 年以上 25 年未満	322,100
25 年以上 26 年未満	302,600
26 年以上 27 年未満	281,600
27 年以上 28 年未満	260,600
28 年以上 29 年未満	239,600
29 年以上 30 年未満	217,600
30 年以上 31 年未満	195,600
31 年以上 32 年未満	173,600
32 年以上 33 年未満	150,600
33 年以上 34 年未満	127,600
34 年以上 35 年未満	104,600

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の給与等の支給に関する規則は、令和6年4月1日から適用する。